

報道関係者各位

(照会先)
全国健康保険協会
船員保険部 今井、小寺
電話：03 - 6862 - 3061

令和 7 年 10 月 24 日

「船員の皆さまのためのマイナ保険証ガイド」の送付について

令和 6 年 12 月 2 日に、保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証(保険証として利用登録したマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行しました。

全国健康保険協会船員保険部(以下、「船員保険部」)はこの度、全被保険者及び全船舶所有者に向けて、令和 7 年 12 月 2 日以降の医療機関等の受診方法についてお知らせしたリーフレット「船員の皆さまのためのマイナ保険証ガイド」を送付いたします。

本リーフレットは、マイナ保険証の利用登録方法や利用時のメリットのほか、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際に使用する「資格確認書」やマイナ保険証等に関する Q&A について解説しています。また、船員保険部ホームページでも公開しています。

《船員の皆さまのためのマイナ保険証ガイド》



※画像はイメージです。

(リーフレットの主な内容)

- ・マイナ保険証の利用登録方法やメリット、資格確認書の申請方法
- ・マイナ保険証等についての Q&A 等

【船員保険部ホームページ: <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/event/cat510/20231019/>】